

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：令和元年10月9日（令和元年（独個）諮問第33号）

答申日：令和3年3月31日（令和2年度（独個）答申第38号）

事件名：本人に係る「医療安全管理委員会」の議事録（特定期間分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「医療安全管理委員会議事録（平成28年度）」及び「医療安全管理委員会議事録（平成29年度）」に記録されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の1に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月19日付け国立病院機構発総第0619005号により独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、全部開示とする裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 部分開示決定した「医療安全管理委員会議事録（平成28年度）」については開示されていない。不開示。

イ 一般的には、非公開の会議であっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示すべきものであり、不開示とはできないのではないかと考えます。処分庁は法律の通用を誤っているのではないかと考えます。

（2）意見書

審査請求人から令和元年11月11日付け（同年12月9日受付）で、意見書が当審査会に提出された（諮問庁に対し閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「医療安全管理委員会配付資料、議事録等若しくはこれに準ずるもの一式すべて：2016年、2017年」である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け、機構は、当該「医療安全管理委員会議事録（平成28年度）」及び「医療安全管理委員会議事録（平成29年度）」を特定した。

また機構は、本件対象保有個人情報のうち、「氏名」、「個人の印影」及び「委員会出席者の氏名及び役職」については、個人に関する情報であり、また、当該情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号に該当するため不開示とし、「委員会出席者の氏名及び役職」及び「委員会出席者の発言内容」については、当該委員会が診療の妥当性等について検討することを目的としており、公にすることを想定しておらず、開示した場合、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後の交渉又は争訟において、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、同条4号及び5号二に該当するため不開示とし、「請求者以外の患者の診療に係る記述」については、個人の生命・身体・健康に直接関わる情報が含まれているため、公にした場合個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条2号に該当するため不開示とし、「内線番号」については、一般に公にされておらず、これらを開示すると、いたずらや偽計等に使用されることにより、機構が必要とする際の緊急の連絡や部署外への連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条5号柱書きに該当するため不開示とし、その他の部分については開示とする決定（原処分）を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、「①医療安全管理委員会議事録（平成28年度）については開示されていない。②非公開の会議にあっても、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示すべきである」などとし、原処分の取消を求めている。

4 機構の主張について

(1) 審査請求人の主張①について

原処分において、審査請求人本人に係る議題を取り扱った委員会の議事録として、特定日に開催された委員会の議事録を特定し、開示決定を行った。

原処分においては特定した文書を年度（４月～３月）で区切って「平成２８年度」及び「平成２９年度」としていたが、開示請求では「２０１６年，２０１７年」と記載のあるとおり年（１月～１２月）で区切るべきものであったため，原処分を訂正し，対象個人情報を「医療安全管理委員会議事録（平成２９年）」とする決定（令和元年９月５日付け国立病院機構発総第０９０５０３５号。以下「変更決定」という。）を改めて行った。

なお，平成２８年１月から１２月の議事録を再確認したが，審査請求人本人に係る議題はなかったため，対象個人情報の追加・変更はない。

（２）審査請求人の主張②について

審査請求人は，法１４条２号ハと同じ文言を用いて不開示情報を開示すべきと主張しているが，「氏名」，「個人の印影」については，「職及び職務遂行の内容に係る部分」には当たらない。

また，「委員会出席者の氏名及び役職」については，役職名が「職及び職務遂行の内容に係る部分」に当たりうるが，原処分に記載したとおり，法１４条２号と併せて，同条４号及び５号二にも該当するため不開示としたものである。

５ 結論

以上のことから，請求の趣旨及び理由のうち，①については，対象個人情報の名称を訂正した処分を改めて行ったが，その余の部分については，原処分を維持することが妥当であると考えられる。

第４ 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和元年１０月９日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月２４日 審議
- ④ 同年１２月９日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和２年１１月１１日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月１９日 審議
- ⑦ 令和３年３月２９日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

（１）本件開示請求は，「医療安全管理委員会配付資料，議事録等若しくはこれに準ずるもの一式すべて：２０１６年，２０１７年」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めらるるものであり，処分庁は，特定医療センターが保有する「医療安全管理委員会議事録（平成２８年度）」及び「医療安全管理委員会議事録（平

成29年度)」に記録されている保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その一部を法14条2号，4号並びに5号柱書き及び二に該当するとして、不開示（原処分）とした。

これに対し、審査請求人は、「医療安全管理委員会議事録（平成28年度）」が開示されていない旨主張するとともに、公務員等の職及び当該職務行為遂行の内容に係る部分の開示を求めているところ、処分庁は、改めて「医療安全管理委員会議事録（平成29年）」に記録された保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号，4号並びに5号柱書き及び二に該当するとして、不開示とする変更決定を行った。

審査請求人は、変更決定後も審査請求を維持し、諮問庁も、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分のうち公務員等の職及び当該職務行為遂行の内容に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、変更決定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、確認させたところ、原処分においては特定した保有個人情報を年度で区切って「平成28年度」及び「平成29年度」としていたが、開示請求では「2016年，2017年」と記載のあるとおり年で区切るべきであったため、原処分を訂正し、対象個人情報を「医療安全管理委員会議事録（平成29年）」とする決定を改めて行ったものであって、変更決定に係る開示決定通知書上では、「平成28年」（2016年）の記載が無いが、そもそも本件対象保有個人情報が記録された議事録等は平成29年1月から同年6月までのものしか存在していなかったため、変更決定を機に正しい表記に改めたものであるとのことである。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、以下のアないしカの不開示部分であると認められる。

- ア 医療安全管理委員会及び各会合の「出席者」欄の役職名
- イ 「H29年度医療安全管理に関する各委員会の構成員」中の役職名
- ウ 発言中の各会合出席者の役職名
- エ 医療安全管理委員会及び各会合の出席者の発言内容
- オ 審査請求人以外の患者の診療に係る記述
- カ 「特定年度医療安全関連研修計画」中の講師の役職名

- (2) 以下、検討する。

ア 上記(1)ア及びイの不開示部分について

(ア) 当該不開示部分について、諮問庁は、法14条2号，4号及び5号二に該当する旨説明する。

(イ) 当該不開示部分は、本件対象保有個人情報の議事録に係る各会合

の出席者及び「H29年度医療安全管理に関する各委員会の構成員」中の役職名であるところ、審査請求人（開示請求者）以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法14条2号本文前段の情報に該当すると認められる。

(ウ) そこで、法14条2号ただし書について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、現在、特定医療センターでは、「安全な医療の遂行に取り組む姿勢を広く明らかにすることの重要性に鑑み、医療安全管理委員会の構成員の役職名及び氏名をウェブサイト等において公表している」が、その余の役職の者が当該会合に出席したことについては、公表していないとのことである。そうすると、当該不開示部分のうち、医療安全管理委員会の構成員の役職名は、公表慣行があるといわざるを得ないことから、同号ただし書イに該当し、また、このような当該委員会の構成員として公表されている者が、当該委員会に出席したとする情報及び構成員そのものの情報を開示したとしても、そのことによって、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれたり、今後の交渉及び争訟において、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認め難いことから、同条4号及び5号二のいずれにも該当せず、開示することが妥当である。

(エ) しかし、当該不開示部分のうち、医療安全管理委員会の構成員以外の出席者の役職名については、これを開示すると、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明を否定し難いことから、法14条4号に該当し、同条2号及び5号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 上記(1)ウ及びエの不開示部分について

(ア) 当該各不開示部分について、諮問庁は、医療安全管理委員会等の会議体が診療の妥当性等について検討することを目的としており、公にすることを想定しておらず、これらを開示した場合、関係者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後の交渉又は争訟において、機構の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法14条4号及び5号二に該当するため不開示とした旨説明する。

(イ) 当該不開示部分のうち、別紙の2(1)に掲げる部分を除く部分は、特定医療センターと審査請求人との間のやり取りの経過やこれを踏まえた特定医療センターとしての対応方針等についての意見交換、検討等が、その発言者の役職名と併せて記録されている部分であり、これを開示すると、関係者の率直な意見交換が不当に損なわ

れるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法14条4号に該当し、同条5号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ)ただし、当該不開示部分のうち、別紙の2(1)に掲げる部分については、審査請求人以外の症例及び特定医療センターの管理運営等についての情報が記録されており、審査請求人本人に係る保有個人情報に該当しないと認められることから、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

ウ 上記(1)オ及びカの開示部分について

当該各不開示部分は、審査請求人以外の患者の診療に係る記述及び審査請求人には関係のない「特定年度医療安全関連研修計画」中の講師の役職名であり、これらの情報は、審査請求人本人の保有個人情報に該当しないと認められることから、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き及び二に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の1及び2に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び4号に該当すると認められるので、同条5号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、別紙の2に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であるが、別紙の1に掲げる部分は、同条2号、4号及び5号二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙

1 開示すべき部分

医療安全管理委員会及び各会合の「出席者」欄の役職名（医療安全管理委員会の構成員以外の出席者の役職名を除く。）並びに「平成29年4月 医療安全管理委員会」（同月17日開催）配付資料「H29年度医療安全管理に関する各委員会の構成員」中の事務部長及び看護部長以外の医療安全管理委員会構成員の役職名

2 保有個人情報非該当部分

- (1) 医療安全管理委員会及び各会合の出席者の発言内容のうち、4枚目の議題「特定議題A」の全部及び「③次年度医療安全研修について（資料参照）」のうち末尾の3行、14枚目の議題「特定議題B」の全部、17枚目の議題「特定議題C」並びに「特定議題D」の全部及び「5. その他」の全部、18枚目ないし19枚目の議題「特定議題E」並びに「特定議題F」の全部及び「特定議題G」の全部
- (2) 審査請求人以外の患者の診療に係る記述及び「特定年度医療安全関連研修計画」中の講師の役職名